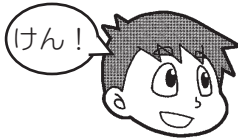
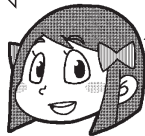


学ぼう権利！使おう権利！②⑧

～ 介護休暇について学習しよう ～



けん！



りこ！



うし！
だよ



2017年1月1日から、介護休暇が分割取得できるようになったんだよね。



制度の変更にあわせて、公立学校共済組合から支給される介護休業手当金の支給方法なども変更になったよ。

そうだね。3回まで分割して通算で66日まで介護休暇を取得できるようになったよ。



どう変わったのかな？

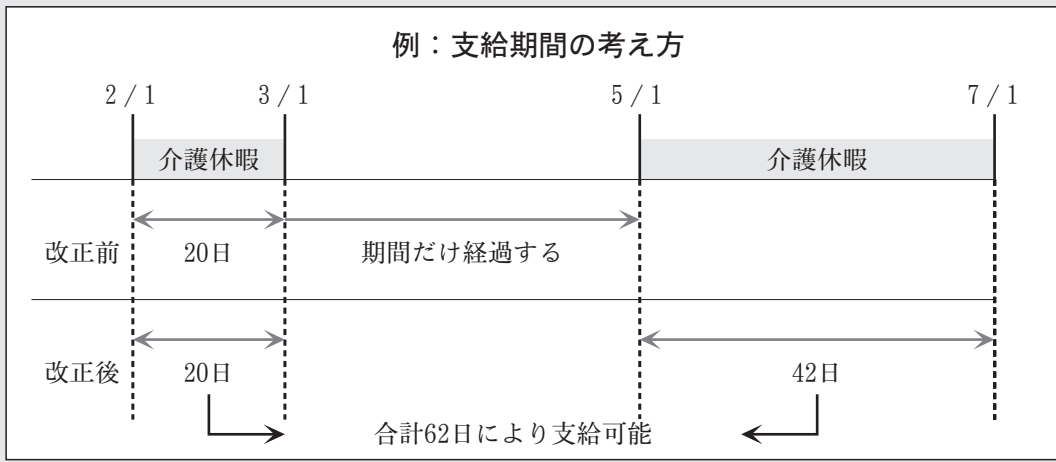
祖父母、孫及び兄弟姉妹については、同居していなくても介護休暇を取得できるウッシ！



こんなふうに変ったウッシ！

支給期間

- 【改正前】介護休暇開始の日から起算して3月を超えない期間
- 【改正後】介護休暇の日数を通算して66日を超えない期間



改正前は、手当金が支給されない期間があったけど、改正後は休暇を取得している期間に応じて手当金が支給されるから、経済的にも助かるね！

給付上限相当額も、12,927円から14,207円に引き上げられたよ！

ところで、手当金の支給額はいくらなの？

制度の改正が進んで、取得しやすい休暇制度になってきているね！

2016年8月1日以後に介護休暇を開始した場合は、66日を超えない期間で標準報酬日額の67%相当が給付されるようになったウッシ。

みんなが安心して働くことができる環境をめざして、これからも権利確立・制度拡充を求めていくウッシ！